

書簡をもって啓上致します。本會長は、財團法人交流協會と亞東關係協會との間の在外事務所相互設置に關する取決めに關連し、兩協會代表者との間で次の了解に到達したことを通報致します。

兩協會が、それぞれの在外事務所に派遣する所員の數は六十名をもって限度とする。

本會長は以上を申し進めるに際し、ここに貴代表に敬意を表します。

千九百八十四年十二月二十七日東京で

財團法人交流協會會長

長谷川周重

亞東關係協會駐日代表

馬樹禮殿

書簡をもつて啓上致します。貴會長の本日付け書簡を受領しました。

本代表は、貴會長の右書簡中に引用されている財團法人交流協會の了解は、亞東關係協會の了解でもあると考えます。

本代表は以上を申し進めるに際し、ここに貴會長に敬意を表します。

千九百八十四年十二月二十七日東京で

亞東關係協會駐日代表

馬樹禮

財團法人交流協會會長

長谷川周重殿

一九八四年十二月二十七日東京で交換された亞東關係協會駐日代表と財團法人交流協會會長との間の在外事務所所員の人員枠に関する書簡に  
関連し、次の諸點を確認いたします。

一、當協會は、特別の事情なき限り、向う五年間は六十名の枠を越える  
人員増の要求を差しひかえる。

二、當協會は、在外事務所の所員がその身分を喪失した場合には遅滞な  
く財團法人交流協會に對し通知するものとする。

一九八四年十二月二十七日 東京で

亞東關係協會東京事務所副代表

財團法人交流協會專務理事  
加藤 庄市 殿

林金莖

一九八四年十二月二十七日東京で交換された財團法人交流協會會長と  
亞東關係協會駐日代表との間の在外事務所所員の人員枠に関する書簡に  
關連し、一九八四年十二月二十七日付の貴信を受領致しました。

一九八四年十二月二十七日 東京で

財團法人交流協會專務理事

加藤庄市

亞東關係協會東京事務所副代表

林 金 莖 殿